日野町告示第180号

下記の書類は、宛先人の所在が不明なため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定に基づき公示送達をします。

なお、この書類は日野町役場税務課において保管し、申し出があればいつでも交付します。

令和8年10月29日

日野町長　堀　江　和　博

記

文　書　の　名　称	住　所　・　氏　名
国税徴収法第82条に基づく通知 交付要求通知書 地方税法第13条の2に基づく通知 納期限変更告知書	辻　貞臣
	以下余白

注意	地方税法第２０条の２第３項の規定により、告示のあった日から起算して７日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。